

シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書

現在、福岡県内には約二万五千人のシルバー会員がおり、会員は自治体や企業、家庭などからの仕事を受け、地域社会の中で活躍する「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された営利を目的としない団体であります。

また、シルバー人材センターは、地域社会の「手伝ってほしい」との声を受け、シルバー会員の「誰かの役に立ちたい」との気持ちへつなげる「架け橋」ともなっています。

しかし、令和5年10月に予定されている消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されると、現在年間課税売上高1千万円以下の事業者として消費税納入義務が免除されているシルバー会員は、適格請求書を発行することができないことから、シルバー人材センターでは、仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要がありますが、公益法人であるシルバー人材センターの運営は収支相償が原則であり、運営上新たな税を負担する財源はありません。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められている中、シルバー人材センターの役割は一層重要になってきており、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた「生きがい就業」をしている会員に対し、形式的に個人事業主であることをもって、インボイス制度を適用することは、地域社会に貢献しようとする高齢者のやる気・生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。

よって、国におかれましては下記の事項を確実に実現されますよう強く要望いたします。

記

シルバー人材センターと会員間の取引は一般の商取引とは異なることを考慮し、シルバー会員配分金における適格請求書等保存方式（インボイス制度）の適用除外等、シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を講じられること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和4年6月22日

春日市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣官房長官